## 裁判員制度は15周年を迎えます

平成21年5月21日にスタートした裁判員制 度は、国民の皆さんのご参加・ご協力に支えら れ、5月21日に15周年を迎えます。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人 の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官と ともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、 どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員裁判参加後のアンケートによると、 96%の方が「(非常に)よい経験」と感じられて おり、充実感をもって参加していただけたこと がうかがえます。引き続き、ご理解とご協力を お願いします。

※お問い合わせ先 兩館地方裁判所事務局総務課 電話0138-38-2371

# 700MHz利用促進協議会による テレビ受信障害対策工事のお知らせ

5月16日から、鹿部町本別地区の一部で携帯 電話事業者による試験電波の発信を行います。

その電波が地上波デジタル放送に影響を与え る場合があり、影響が出たご家庭には 700MHz 利用促進協議会でテレビ受信障害対策工事を実 施します。事前にテレビ映像に影響が出る恐れ のある一部地域のご家庭にチラシを投函(必要 により訪問)してお知らせをします。

工事の費用はすべて 700MHz 利用促進協会の 費用負担 (無償) で実施します。

## ※お問い合わせ先

700MHz テレビ受信障害対策コールセンター (午前9時~午後10時 年中無休) 電話0120-700-012

## おくやみもうしあげます

享年 氏 名 住所 伊藤孝男さん 86歳 本別

(注) おくやみ欄の掲載は、ご家族等の掲載承諾をいた だいて載せています。

# 小型特殊自動車をお持ちの方は 軽自動車税の申告が必要です

## 1. 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で 定められている小型特殊自動車で「農作業用」 と「その他のもの」に分類されます。

#### 2. その他のものとは

フォークリフト、ショベルローダー、タイヤ ローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシ ヤ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、 草刈作業車などで、最高速度が15km/h以 下のものが小型特殊自動車となります。

3. 小型特殊自動車を所有している方は、公道走 行の有無を問わず、所有していれば課税の対 象になります(町税条例第87条)

申告をして、標識(ナンバープレート)の交 付を受けてください。

※不申告の場合は、過料(10万円以下)が科せ られます(町税条例第88条)

#### 4. 申請に必要なもの

- ①所有者および使用者の印鑑(法人名義で登録 する場合は、法人の代表者印が必要です)
- ②販売証明書または譲渡証明書(販売店または 譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあ るもの)
- ※ご不明な点は、役場税務会計課までお問い合 わせください

## 5. 税額 (年額)

・農作業用 2.400円

・その他 5.900円

※毎年4月1日時点の所有者に課税されます

※お問い合わせ先 役場税務会計課課税係 電話7-5292

## 世帯と人口(4月1日現在)

( ) は前月比

世帯数 1,851 世帯 (-4)

男 1,681 人 (-1) 女 1,866 人 (-5)

計 3.547 人 (-6)

65歳以上の人口 1,485人 (高齢化率 41.8%)